

## 2 法 人 都

区 分	均 等 割 額		法 人			
	納 税 義 務 者 数	調 定 額 ①	現 年 度		前 年 度	
			確 定 法 人 税 割 額		確 定 法 人 税 割 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
			事 業 年 度 数	税 額 ②	事 業 年 度 数	税 額 ③
<b>総 計</b>	人 617 032	千円 84 939 381	605 617	千円 686 486 103	71 741	千円 188 201 640
普 通 法 人	580 776	82 713 999	581 669	672 957 231	71 480	188 200 617
都 内 法 人	501 553	44 839 167	502 214	148 777 536	45 578	29 942 421
分 割 法 人	79 223	37 874 832	79 455	524 179 695	25 902	158 258 196
本 都 本 店 分	45 265	26 372 377	45 392	461 256 120	14 730	140 005 593
他 府 県 本 店 分	33 958	11 502 455	34 063	62 923 575	11 172	18 252 603
特 別 法 人	3 214	901 067	3 216	9 766 717	-	-
公 益 法 人 等	21 601	812 964	9 392	2 125 849	-	-
人 格 な き 社 団 等	3 263	199 161	3 275	99 112	-	-
清 算 法 人	8 178	312 190	8 065	1 537 195	261	1 023

(備考) 1 「納税義務者数」は、当該年度中に確定したもの及び決定したものの合計数による。ただし、当該年度中の事業年度数が2以上の法人においては、  
2 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
3 「確定法人税割額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。

## 3 法 人 事

## (1) 調

区 分	現 年 度			
	確 定 事 業 税 額		確 定 事 業 税 額 に 対 応 す る 前 年 度 分 の 中 間 申 告 額	
	事 業 年 度 数	税 額 ①	事 業 年 度 数	税 額 ②
<b>総 計</b>	605 905	千円 985 891 458	70 503	千円 320 482 134
<b>所 得 課 税 分</b> (外形対象法人分を除く)	587 905	329 804 691	59 494	73 316 687
普 通 法 人	557 855	309 561 950	59 228	73 315 106
都 内 法 人	489 785	176 163 524	41 631	37 875 487
分 割 法 人	68 070	133 398 426	17 597	35 439 619
本 都 本 店 分	38 820	105 513 046	9 999	28 211 671
他 府 県 本 店 分	29 250	27 885 380	7 598	7 227 948
特 別 法 人	9 408	14 560 311	15	15
公 益 法 人 等	9 392	4 499 569	-	-
人 格 な き 社 団 等	3 269	198 901	-	-
清 算 法 人	7 981	983 960	251	1 566
<b>収 入 金 額 課 税 分</b>	3 122	38 764 832	430	18 199 390
<b>外 形 対 象 法 人 分</b>	14 878	617 321 935	10 579	228 966 057
所 得 割 分	14 878	333 889 928	10 579	130 633 622
付 加 価 値 割 分	-	175 591 335	-	60 482 628
資 本 割 分	-	107 840 672	-	37 849 807

(備考) 1 「事業年度数」は1年、6ヶ月等の事業年度区分にかかわらず、それぞれ事業年度ごとに1件として計上している。  
2 「確定事業税額」欄の事業年度数については、納付すべき税額のないもの及び予中間申告はあるが確定申告がないものについても計上している。  
3 「外形対象法人分」は、平成16年4月1日以降に開始する事業年度分より、資本金1億円超の法人（所得課税法人に限る）を対象に導入された、外形

## 民 税 (平成28年度)

相 当		分		過年度相当分		合 計 調 定 額 ① + ⑧
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ②-③+④+⑤	調 定 額	調 定 額 ⑥ + ⑦	
事業年度数	税 額 ④	⑤	⑥	⑦	⑧	
千円		千円	千円	千円	千円	千円
<b>76 420</b>	<b>244 220 358</b>	<b>12 472 230</b>	<b>754 977 051</b>	<b>9 282 694</b>	<b>764 259 745</b>	<b>849 199 126</b>
76 221	244 213 317	12 471 983	741 441 913	9 157 247	750 599 160	833 313 160
49 465	40 795 053	4 563 976	164 194 143	2 881 429	167 075 572	211 914 740
26 756	203 418 265	7 908 007	577 247 770	6 275 818	583 523 588	621 398 420
15 156	180 198 912	6 801 548	508 250 987	5 581 339	513 832 326	540 204 703
11 600	23 219 352	1 106 459	68 996 783	694 479	69 691 262	81 193 717
-	-	-	9 766 717	6 247	9 772 964	10 674 030
-	-	-	2 125 849	45 401	2 171 250	2 984 213
-	-	-	99 112	69 948	169 060	368 221
199	7 041	247	1 543 460	3 852	1 547 312	1 859 502

1納税義務者とする。

## 業 税 (平成28年度)

## 定 額

相 当		分		過年度相当分		合 計 調 定 額 ⑤ + ⑥
確定申告が翌年度 になる中間申告額		中間納付額の 歳出還付額	差引調定額 ①-②+③+④	調 定 額	調 定 額 ⑥	
事業年度数	税 額 ③	④	⑤	⑥		
千円		千円	千円	千円	千円	千円
<b>75 108</b>	<b>351 947 061</b>	<b>18 198 789</b>	<b>1 035 555 174</b>	<b>8 443 323</b>	<b>1 043 998 497</b>	
<b>64 174</b>	<b>83 897 378</b>	<b>12 186 243</b>	<b>352 571 625</b>	<b>6 105 282</b>	<b>358 676 907</b>	
63 969	83 874 167	12 137 000	332 258 011	5 815 458	338 073 469	
45 397	44 209 653	6 803 201	189 300 891	4 269 208	193 570 099	
18 572	39 664 514	5 333 799	142 957 120	1 546 250	144 503 370	
10 522	31 175 843	4 412 369	112 889 587	1 114 896	114 004 483	
8 050	8 488 671	921 430	30 067 533	431 354	30 498 887	
14	20	-	14 560 316	41 512	14 601 828	
-	-	-	4 499 569	105 386	4 604 955	
-	-	-	198 901	132 818	331 719	
191	23 191	49 243	1 054 828	10 108	1 064 936	
<b>584</b>	<b>18 960 995</b>	<b>33 307</b>	<b>39 559 744</b>	<b>14 317</b>	<b>39 574 061</b>	
<b>10 350</b>	<b>249 088 688</b>	<b>5 979 239</b>	<b>643 423 805</b>	<b>2 323 724</b>	<b>645 747 529</b>	
10 350	128 367 240	4 051 327	335 674 873	1 545 159	337 220 032	
-	72 901 867	1 246 008	189 256 582	448 141	189 704 723	
-	47 819 581	681 904	118 492 350	330 424	118 822 774	

標準課税の対象となった法人分である。